

利尻礼文サロベツ国立公園指定の経緯と釧路湿原国立公園指定との関連性

Process of Rishiri-Rebun-Sarobetsu National Park's Designation and its Relationship to Kushiro-Shitsugen National Park

佐山 浩*
Hiroshi SAYAMA

Abstract : This paper shows the processes of designating Rishiri-Rebun-Sarobetsu National Park and Kushiro-Shitsugen National Park, and the relationship between them on the national parks' designations and the significance of their designations as national parks. Rishiri-Rebun-Sarobetsu National Park was first designated in 1950 as a prefectural park. It was subsequently designated as a quasi-national park in 1965, and finally as a national park in 1974 along with the major part of the Sarobetsu-Genya Moor area. And the latter, Kushiro-Shitsugen National Park designation started with the Quasi-National Park Plan of 1971, at the same time as Rishiri-Rebun-Sarobetsu National Park designation was officially decided. As the result, the two designation processes were not directly connected. The Environment Agency's initial conclusion was that a new national park was unnecessary in the Long-Term Plan on Environmental Protection decided in 1977. And Kushiro-Shitsugen progress to a national park was accelerated after it was designated as Japan's first Ramsar site in 1980. As consequences, both national parks' designations reflect the evolution in the roles of national parks from initially that of protecting scenery, then to nature protection, and subsequently protection of ecosystems. Their designations can be linked with the priorities existing at the time. And Kushiro-Shitsugen National Park designation indicates the Agency's policy change.

Keywords: national park, quasi-national park, prefectural park, Sarobetsu-Genya Moor, Kushiro-Shitsugen Marsh, Ramsar Convention

キーワード: 国立公園, 国定公園, 道立公園, サロベツ原野, 釧路湿原, ラムサール条約

1. はじめに

利尻礼文サロベツ国立公園は、昭和49(1974)年9月にサロベツ原野部分を加えて、国定公園から昇格する形で国立公園に指定された。当初、利礼道立公園として昭和25(1950)年8月に指定され、昭和34(1959)年9月に一部拡張された後、昭和40(1965)年7月に国定公園に昇格した。

ところで、利尻礼文国定公園の北海道から国への指定申出は昭和37(1962)年1月になされた。丁度、この時期には国立・国定公園全体の体系見直しを図るべく、既に昭和36(1961)年9月13日の第8回自然公園審議会に「国立公園の体系整備について」及び「国定公園候補地の選定」の2件について諮問が既に行われていた。利尻礼文国定公園の申出は、この諮問・答申には間に合わなかったものの「同地域は、わが国最北端に位置する地域として、自然景観・動植物相共に貴重な地域であるために、審議会から、早急に検討の上、諮問されたい」¹⁾との要望があって検討され始めた経緯がある。また、国立公園昇格は、足摺宇和海国立公園の足摺国定公園の昇格、小笠原国立公園及び西表国立公園の指定と一緒に諮問・審議され、国立公園への昇格に当たっては「サロベツ原野の重要な部分を公園区域に編入して、自然保護上格別の措置を図ることが必要である」²⁾ことが条件となった。

そして、利尻礼文サロベツ国立公園以後、尾瀬国立公園のように新たな地域を加えて日光国立公園から分離独立した場合を除き、新規に指定された国立公園は釧路湿原国立公園のみである。釧路湿原はサロベツ原野と同様に海岸近くの低標高地の湿原であり、何より指定の発端となった釧路湿原国定公園構想が取りまとめられた時期と利尻礼文サロベツ国立公園の決定時期とが重なっている。このことから、本論では利尻礼文サロベツ国立公園と釧路湿原国立公園の指定経緯から双方の国立公園指定の関連性を調べると共に国立公園指定の意味を考察することを目的とする。

これまで、利尻礼文サロベツ国立公園の指定については、国立

公園法制定50周年にあたり国立公園行政当局が「年史」として取りまとめた「自然保護行政のあゆみ」³⁾、北海道の自然保護の歴史を取りまとめた俵の文献^{4)、5)}の他、「利尻町史通史編」⁶⁾に、一連の経緯についての記述がなされている。また、釧路湿原国立公園の指定については、「新修釧路市史第一巻」⁷⁾が係る指定に一節を設け、雑誌「国立公園」が釧路湿原国立公園指定記念特集号⁸⁾を組んでいるほか、国立公園管理の立場から幸丸⁹⁾が取りまとめたものがある。そして双方の関連性については俵が『釧路湿原国立公園、あるいはサロベツ原野のキーワードは「ウエットランド(湿地)」¹⁰⁾と指摘したほか、景観に関する比較がある¹¹⁾。従って、本論では、係る先行文献を踏まえ、北海道内の動き(地方レベル)、国立公園行政当局(厚生省、環境庁(省))の動き(国レベル)及びラムサール条約の動き(地球レベル)の3つの動きに着目して調査した。

調査対象は、環境省及び北海道開発局資料のほか、財団法人自然保護協会資料及び雑誌「国立公園」。そして、2つの国立公園が共に北海道に存することから北海道庁(含道議会)関係資料、北海道自然保護協会発行物及び釧路自然保護協会発行物、両国立公園管内市町村史、北海道新聞等地元新聞記事とした。

2. 利尻礼文サロベツ国立公園指定に至る経緯

指定に係る主な出来事については表-1として取りまとめた。

(1) 利礼道立公園指定の経緯

戦後、昭和21(1946)年には北海道総合開発調査委員会が設けられ、道立公園の指定については森林専門委員会で審議された。そして、風景計画小委員会報告書¹²⁾の「北海道風景計画」の中の「第六 道立公園計画」として取りまとめられ、道立公園指定の第一次計画として、ニセコアンヌプリ等とともに「利尻島及び礼文島」が明記された。これらは昭和23(1948)年9月の北海道総合開発計画書¹³⁾に盛り込まれ、昭和25(1950)年8月には、

*信州大学工学部環境機能工学科

そのすべてが道立公園に指定された。

(2) 利尻礼文国定公園指定の経緯

(i) 利尻礼文国定公園期成促進会の発足と自然公園審議会委員の視察

昭和34(1959)年9月の公園区域の一部拡張後の昭和35(1960)年9月、利礼道立公園の国定公園昇格に向けて、利礼国定公園期成促進会が結成された。道議会をはじめ関係者への陳情活動が展開され、昭和36(1961)年6月には国定公園の昇格について道議会文教林務委員会が採択されたほか、資料作成が進められた。同年7月には「利尻・礼文両島の地質と植物」¹⁴⁾が取りまとめられた。また、昭和37(1962)年3月には同様に「利尻・礼文島の風景・気候・動物・考古」¹⁵⁾が取りまとめられている。風景は今田敬一北海道大学名誉教授が担当。「この両島の自然の風景地は、特別地域または特別保護地区を、できるだけ広く設けること」¹⁶⁾と保護の観点が強調されている。

更に関係者による利尻礼文視察も、昭和36(1961)年8月には自然公園審議会委員の田村剛、藤原孝夫、千家哲磨等諸氏が、昭和37(1962)年7月には坂本峻雄、沼田真、藤島亥治郎、児玉政介、井上司郎、石神甲子郎、浜野規矩雄諸氏と相次いでいた¹⁷⁾。

(ii) 利尻礼文国定公園の指定

こうした状況の中、昭和37(1962)年1月に北海道知事より厚生大臣に対して国定公園指定の申出がなされ、同年4月には計画案が提出された。本計画案提出の際の北海道開発局への事前協議では昭和34(1959)年の拡張区域は含まれておらず、利尻島と礼文島のみであった。俵が「四十年に国定公園に昇格した。そのさいサロベツ原野をあわせて国定公園に含めたいという意向があったが、当時の開発ムードの中では相手にされず」¹⁸⁾と指摘しているように、当時の状況では拡張された部分を含めた道立公園全体を国定公園に指定するのが精一杯であったといえる。結果、昭和38(1963)年7月の厚生省国立公園部による現地調査等も踏まえ、拡張区域を含めた形で昭和39(1964)年2月に利尻礼文国定公園計画書の修正案が厚生大臣あて提出された¹⁹⁾。以後、利尻礼文国定公園期成促進会等による陳情が進められ、同年11月から12月にかけては上京して関係方面への陳情運動が行われ²⁰⁾、昭和40(1965)年3月12日の自然公園審議会において国定公園候補地として決定した。更に公園計画等の決定については同年6月29日の自然公園審議会において正式に決定、同年7月10日に利尻礼文国定公園として指定された。指定時点においては公園面積の33.5%に当たる5,599haが規制の一番厳しい特別保護地区となっている。この割合は昭和39(1964)年指定の知床国立公園の51.5%(1121,317ha)には及ばないものの霧島屋久国立公園屋久島地域の32.2%(6,100ha)に匹敵するものであった。

(3) 利尻礼文サロベツ国立公園指定の経緯

(i) 国立公園昇格への陳情及びサロベツ地区の保護に関する陳情

国定公園の指定後、国立公園昇格への陳情運動は昭和42(1967)年8月には始まっている²¹⁾。また同年10月には北海道自然保護協会の要望書を受けた財団法人日本自然保護協会が下サロベツ原野のペンケ沼、バンケ沼を中心とした約4,300haの区域を利尻礼文国定公園に編入し、その大部分を特別保護地区に指定して保護するとともに国立公園への昇格を求めた²²⁾。また国会の場でも昭和44(1969)年3月18日開催の第61国会衆議院社会労働委員会に「利尻、礼文国定公園の国立公園昇格に関する陳情書(宗谷観光連絡協議会長浜森辰雄)」が参考送付されている²³⁾。

(ii) サロベツ原野開発との競合

こうした動きは戦後間もない段階から進められていたサロベツ原野での開発と競合するものであり、大きな問題であった。『豊富町史』²⁴⁾にはサロベツ原野開発に当初から関わった相馬町長の

思いや考えが「サロベツ原野の開発問題は、今に始まった問題でなく昭和二十二年、村長に就任当初から同原野の開発に生涯をかけてきた。・・・しかしながら豊富町としては、国立公園昇格問題につき根底より反対するものでなく、サロベツ原野は農用地に開発するところ、工業用地に開発するところ、国立公園地域に編入するところと、それぞれ調整し利用する三面方式を採用し、それにはまず従来から進められてきている農用地開発を優先的に考えていくべき」²⁵⁾と綴られ、一つの解決に向けた考え方も示されている。進められていた国営明渠排水事業は昭和43(1968)年度に完了していたもののサロベツ川を日本海へ切り替える工事が行われておらず、途上の段階であった。

(iii) サロベツ原野編入を前提とした国立公園昇格の答申

昭和40(1965)年代に入ると、新たな国立公園指定に向けた動きが始まる。特に昭和43(1968)年の小笠原諸島の本土復帰及び沖縄の近い将来の復帰等を踏まえ「亜熱帯地域の新しい国立公園・国定公園設定の可能性が生じたこと、あるいは海中公園指定に伴う再検討を必要とする機運が生じたこと」²⁶⁾等により、小笠原、西表の指定、足摺国定公園の国立公園昇格とともに利尻礼文国定公園の国立公園昇格が浮上してきた。そして、環境庁の設置される直前の昭和45(1970)年12月には自然公園法の一部が改正・公布された。湖沼・湿原・海中公園への汚水等の排出規制の条文が加えられ、「湿原」という用語が初めて自然公園法に盛り込まれる等、国立公園に自然環境保全が求められ始める時期となっていた。更に昭和46(1971)年7月に環境庁が設置され、大石長官が就任すると「環境庁の自然保護行政を強化するためには国立公園の新規指定と拡張による区域の拡大が必要であると考え、懸案となっていた自然公園の指定、拡張について、早急に事務を進めるようにと指示をした。」²⁷⁾。そして昭和46(1971)年11月19日の自然公園審議会で正式に利尻礼文の国立公園昇格が決まった。答申の冒頭には「一 国立公園の体系整備については、近年高まりつつある自然保護の国民的要望に対処するとともに、海中公園地区の指定が始められたことからすぐれた海中景観等、新たな評価が加えられた地域も含めて国立公園候補地、或いは拡張候補地を取り上げることが適当」²⁸⁾とあり、その上で、利尻礼文国定公園の国立公園昇格もサロベツ原野の重要部分の公園区域への編入を条件として決定した。この時、着目されたのは国による開発計画が進む地域に位置する高層湿原特有の貴重な植生のある14,600haもの広大な原野であった²⁸⁾。そして、この4つの国立公園決定直後の昭和46(1971)年12月、昭和27(1952)年9月に策定された自然公園選定要領が改定された(以下「新選定要領」という)。新選定要領では、景観価値の要素として野生動物が、自然性の評価項目では生態系が新たに加えられた。

(iv) 北海道開発局のサロベツ総合調査報告書

他方、昭和47(1971)年3月には、北海道開発局がサロベツ原野における泥炭地開発に伴う諸現象の変化を昭和36(1961)年度から10年間追跡したサロベツ総合調査の成果を取りまとめた²⁹⁾。この報告書の中では、全国的に自然環境が破壊されている状況を踏まえ、保全・保護対策をとることが求められる一方で、国立公園地域の指定等を想定し、係る指定に当たっては地域住民の理解等が重要であることを指摘している。

(v) 小山環境庁長官による現地視察と国立公園指定に向けた調整

こうした状況の中、昭和47(1972)年8月に小山環境庁長官がサロベツを視察した。「帰京後直ちに同原野の湿原など重要部分について、湿原を分断しない形で広範囲に国立公園に指定する」³⁰⁾との意向を示した。また「当面は、公園指定も建設工事もしない“凍結状態”にする。開発局側とお互いじっくり研究し合えば調和点は見つかるだろう。」³⁰⁾との見解も示した。この調整は長引き、最終的に昭和49(1974)年7月に、牧野と湿原を保存

する区域を分けるとともに保留地を設ける形で決着し、北海道開発庁と環境庁の間で「サロベツ川の河川改修計画が決定され次第、当該区域のうち適当な地域を公園区域に編入することを前提に、その利用区分について協議する。」³¹⁾との覚書が結ばれた。結果的にサロベツ原野の主要地域4,942haを国立公園地域とし、うち特別保護地区は1,711haと34.6%であった。しかし一方で約2,300ha³²⁾を留保地域とするもので、同じ審議会で国立公園指定の答申を受けた小笠原等の国立公園指定から2年ほど経過した昭和49(1974)年9月20日に国立公園に指定された。

3. 釧路湿原国立公園指定に至る経緯

(1) 釧路湿原に対する北海道内の動き

釧路湿原国立公園は昭和62(1987)年7月31日に指定された国立公園である。この湿原の重要性については、先の勅日本自然保護協会の陳情書においても「古来北海道には低地にある広大な低層湿原や高層湿原が至るところに発達…しかし近年湿原地帯の開発が次第に発展したために、北海道に於いても原始的湿原として残された典型的な地帯はタンチョウツル保護の釧路湿原と、この下サロベツ湿原だけ²²⁾」と指摘されていた。

こうした状況の中で昭和46(1971)年に北海道自然保護協会釧路支部(後の釧路自然保護協会)により釧路湿原国立公園指定の発端となった釧路湿原国立公園構想が取りまとめられた。そしてこの構想には「湿地は、特有の動植物、特に水鳥の生息地としての機能を有しているが、各種開発等に伴い、湿地の減少及びその質的変化が世界的傾向³³⁾を背景に昭和46(1971)年2月の採択時には「議題にサロベツ・釧路両湿原が登場した³⁴⁾とされるラムサール条約に関する「湿地条約」として早速、盛り込まれた。

また、昭和47(1974)年7月24日道議会において先崎議員からの農用地開発の自然保護との調整等に関する質問に対し、堂垣内知事は「農用地の開発は、農地の経営規模拡大と安定をはかるとともに重要な事業…。しかし、一方においては、サロベツ原野あるいはタンチョウの生息地である釧路湿原等のすぐれた自然環境を保護していくことも御指摘のとおり重要³⁵⁾と発言しており、北海道内のすぐれた自然環境として共に認識されていた。

そして、直後の同年11月には北海道生活環境部自然保護課が北海道教育大学釧路分校の田中瑞穂氏に釧路湿原の植生図の作成等を委託した³⁶⁾。さらに昭和48(1973)年度に全都道府県を対象に実施された第1回自然環境保全基礎調査の「すぐれた自然調査」においてもサロベツ原野と共に選定されている³⁷⁾。

(2) 釧路湿原国立公園化構想の進展と国立公園化

この構想は、昭和47(1972)年11月に開催された「釧路湿原を考える」市民シンポジウムにおいて提言された³⁸⁾。以後、釧路地方総合開発期成会に「釧路湿原対策特別委員会」が設けられ、昭和48(1973)年3月には昭和47(1972)年に6月に制定された自然環境保全法に基づく「原生自然環境保全地域」をも盛り込んだ「釧路湿原の将来一開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見」を取りまとめた。一方、国は自然環境保全法に基づき昭和48(1973)年に定めた自然環境保全基本方針の中において、自然を構成する諸要素間のバランスに着目する生態学の考え方を取り入れていた。そして昭和52(1977)年2月に釧路自然保護協会は、環境庁に対し「①自然環境保全法による釧路湿原の保全・保護措置の推進、②国際湿原条約の日本政府批准と釧路湿原の指定、③釧路湿原の国立公園若しくは国定公園への指定」を要請した³⁹⁾。直後の同年5月には環境庁が「環境保全長期計画」を決定し、「国立公園については一部公園の区域拡張を除いてその新規指定は、おおむね終了した⁴⁰⁾及び「湿原、水辺植生、高山亜高山帯の自然植生等は人為に対して最も弱い植生、復元困難なあるいは

表-1 利尻礼文サロベツ国立公園及び釧路湿原国立公園指定に係る主な出来事

年月	主な出来事
昭和23(1948)年9月	[道] 北海道総合開発計画書を取りまとめる。
昭和25(1950)年8月	[道] 利礼道立公園指定。
昭和34(1959)年9月	[道] 公園区域一部拡張(稚内市及び豊富町の各一部)。
昭和35(1960)年9月	[市町村] 利礼国定公園期成促進会を結成。
昭和36(1961)年6月	[道] 道議会文教林務委員会が利礼道立公園の国定公園昇格請願を採択。
昭和36(1961)年7月	[市町村] 「利尻・礼文 地質と植物」を取りまとめる。
昭和36(1961)年8月	[国] 自然公園審議会田村委員他、利尻・礼文視察。
昭和37(1962)年1月	[道] 厚生大臣に国定公園指定の申出。
昭和37(1962)年3月	[市町村] 「利尻・礼文 風景・気候・動物・考古」を取りまとめる。
昭和37(1962)年7月	[国] 自然公園審議会坂本知雄他、利尻・礼文視察。
昭和40(1965)年3月	[国] 自然公園審議会、国定公園候補地として決定。
昭和40(1965)年7月	[国] 利尻礼文国定公園指定。
昭和42(1967)年8月	[市町村] 利尻礼文国定公園の国立公園昇格運動開始。
昭和42(1967)年10月	[NGO] (財)日本自然保護協会が北海道庁林務部長へ下サロベツ湿原保護の陳情書提出。
昭和46(1971)年2月	ラムサール条約採択。
昭和46(1971)年	[NGO] 北海道自然保護協会釧路支部、釧路湿原国立公園化構想をまとめる。
昭和46(1971)年11月	[国] 自然公園審議会、サロベツ原野の重要部分の公園区域の編入を条件に利尻礼文の国立公園昇格を決定。
昭和47(1972)年3月	[国] 北海道開発局、サロベツ総合調査報告書を取りまとめる。
昭和47(1972)年8月	[国] 小山環境庁長官、サロベツ視察。
昭和47(1972)年11月	[市町村] 釧路湿原の将来方向を考える市民シンポジウム開催。
昭和48(1973)年3月	[市町村] 釧路湿原対策特別委員会が「釧路湿原の将来一開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見」を取りまとめる。
昭和49(1974)年7月	[国] 北海道開発庁と環境庁がサロベツの覚書を交わす。
昭和49(1974)年9月	[国] 利尻礼文サロベツ国立公園指定。
昭和52(1977)年2月	[NGO] 釧路自然保護協会、環境庁に釧路湿原の国立公園若しくは国定公園への指定等要請。
昭和55(1980)年10月	[国] 釧路湿原、ラムサール条約登録湿地となる。
昭和56(1981)年6月	[NGO] 釧路自然保護協会、釧路湿原を国立公園とする構想を打ち出す。
昭和57(1982)年6月	[市町村] 釧路湿原対策特別委員会が「釧路湿原の将来『開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見の再検討』」を取りまとめる。
昭和57(1982)年9月	[国] 原環境庁長官、釧路湿原視察。
昭和58(1983)年7月	[国] 環境庁、「釧路湿原環境保全対策緊急調査」実施。
昭和59(1984)年3月	[国] 釧路湿原保全対策検討会が「自然公園及び鳥獣保護の制度を主体として措置することが妥当」と見解。
昭和59(1984)年7月	[国] 釧路湿原保全対策地元連絡会が設置される。
昭和61(1986)年7月	[国] 自然環境審議会自然公園部に「釧路湿原検討小委員会」を設置。
昭和61(1986)年9月、10月	[国] 釧路湿原検討小委員会、釧路湿原視察。
昭和61(1986)年11月	[国] 釧路湿原小委員会、釧路湿原を単独の国立公園とすべきであるとの方向を示す。
昭和62(1987)年7月	[国] 釧路湿原国立公園指定。

注) 出来事中、冒頭の〔 〕は、各出来事に関する主体の中で、関与の度合いが最も高い主体の一つ取り上げている。

不可能な植生…、生態的に見ても貴重な植生が多いから、これらは十分に保全されなければならない。」⁴¹⁾と記述した。こうした状況の中で昭和55(1980)年10月にはラムサール条約登録湿地となった。以後、国立公園への動きは加速化する。昭和56(1981)年6月には釧路自然保護協会が国定公園化構想を一步進めた釧路湿原国立公園構想を打ち出し、昭和57(1982)年6月には釧路湿原対策特別委員会が「釧路湿原の将来『開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見の再検討』」とする報告書を取りまとめ、同年9月の原環境庁長官の現地視察、昭和58(1983)年7月の環境庁による調査と続く⁴²⁾。そして本調査と同時に環境庁内に設置

された釧路湿原保全対策検討会（座長：沼田真千葉大学名誉教授）が本調査結果も踏まえ、昭和59（1984）年3月に「学術上及び野生動物の保護上、また、特徴的な湿原生態系として、国内のみならず国際的にも重要であり、更にわが国を代表する傑出した風景地」との見解を示し、同年7月には関係市町村長、道自然保護課長、阿寒国立公園管理事務所長から構成される「釧路湿原保全対策地元連絡会」が発足、昭和61（1986）年4月には北海道から環境庁に素案が報告され、更に同年7月には釧路湿原の今後の取り扱いをめぐる「釧路湿原検討小委員会」が自然環境保全審議会自然公園部に設けられ、同年9月、10月の2陣に分かれた現地視察後の同年11月には小委員会が開催され、単独の国立公園とすべきであるとの方向が示された⁴³⁾。更に昭和61（1986）年12月に昭和60（1985）年代の環境政策推進のための指針として決定された環境保全長期構想では、自然公園内での多様な生態系の保全が示された⁴⁴⁾。そして、昭和62（1987）年7月31日に釧路湿原国立公園が誕生した。

4. まとめ

以上のように利尻礼文サロベツ国立公園への昇格が正式に決定する昭和46（1971）年時点で既に釧路湿原国立公園構想は取りまとめられているが、釧路湿原国立公園指定への直接的な連動性に関する記述は見られなかった。これは昭和52（1977）年に決定した「環境保全長期計画」に記述されたように新規の国立公園指定はほぼ終了したと考えていたことが一つの要因といえよう。

他方、先の北海道知事の発言に見られるとおり、時代的にサロベツ原野や釧路湿原を如何に開発から守るかすぐれた自然環境としての認識は共通していた。国には開発から如何に自然を保護するかが求められていた。世界的に、ラムサール条約に見られるとおり、如何に湿原を開発から保全するかが課題であった。

こうした状況の中、環境庁が設置され、自然保護や自然環境保全が強く求められた。設置前から既に自然環境保全への移行は始まっていたが、利尻礼文サロベツを含む4国立公園の指定が決定した直後に定めた新選定要領では国立公園行政の方向性として野生生物や生態系を重要な観点として加えた。また、環境庁による昭和50（1975）年代の環境政策の指針である「環境保全長期計画」では、水辺植生や高山亜高山帯の自然植生と共に十分に保全されるべき対象として湿原を例示した。更に、昭和60（1985）年代の環境政策の指針である「環境保全長期構想」では生態系の保全を自然公園全体の方向として打ち出した。係る一連の過程において釧路湿原がラムサール条約登録湿地となったことは国立公園の新規指定に対する国の方針を転換する契機となったと考えられる。

結果として、従来の風景保護から、自然保護、そして生態系保全へと国立公園の果たすべき役割がより求められていく中で、サロベツ原野は自然保護強化の、また釧路湿原は生態系保全の最適な対象として国立公園に指定された。そして、釧路湿原国立公園の指定は、国の方針転換として、新たな国立公園指定が可能であることを示した。このように両湿原の指定は国立公園史において大きな意味があったと指摘できる。

なお、平成19（2007）年の尾瀬国立公園の指定も、本論の一連の流れの延長上にあると思われ、この検証は、今後の課題としたい。

注・引用参考文献

- 1) 環境庁自然保護局（1981）：自然保護行政のあゆみ：第一法規出版株式会社，123
- 2) 島田直幸（1974）：利尻礼文サロベツ国立公園の指定について：国立公園No.299，7

- 3) 前掲書1)，123/219-222
- 4) 俵浩三（1990）：北海道の自然保護－その歴史と思想（増補版）：北海道大学図書刊行会，268-271
- 5) 俵浩三（2008）：北海道・緑の環境史：北海道大学出版会，274-279
- 6) 利尻町（2000）：利尻町史通史編：（株）ぎょうせい，595-620
- 7) 釧路市（1993）：新修釧路市史第一巻，532-549
- 8) 環境庁自然保護局計画課（1987）：釧路湿原国立公園について：国立公園No.453・454，38 pp
- 9) 幸丸政明（1995）：釧路湿原の利用と保護：ランドスケープ研究58(1)，39-44
- 10) 前掲書5)，274
- 11) 環境庁（1984）：釧路湿原保全対策緊急調査報告書，205-206
- 12) 北海道総合開発調査委員会（記載なし）：（三）森林専門委員会答申，29pp
- 13) 北海道（1948）：北海道総合開発計画書，126
- 14) 利禮国立公園期成促進会（1961）：利尻・礼文 地質と植物物，15pp
- 15) 利禮国立公園期成促進会（1962）：利尻・礼文 風景・気候・動物・考古，25pp
- 16) 前掲書15)，8
- 17) 日刊宗谷1961年8月16日/日刊宗谷1962年7月24日
- 18) 前掲書4)，268-269
- 19) 北海道宗谷支庁（記載なし）：利尻礼文国立公園概況，7-8
- 20) 日刊宗谷1964年11月29日
- 21) 日刊宗谷1967年7月28日
- 22) ① 財団法人自然保護協会（1973）：日本自然保護協会資料第5号 自然保護に関する陳情書・意見書集，76/② 環境省北海道地方環境事務所（2006）：第1回利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会「資料2-1 利尻礼文サロベツ国立公園関連年表：環境省北海道地方環境事務所ホームページ<http://hokkaido.env.go.jp/nature/mat/m_1_1_1.html>，2009.8.29 参照
- 23) 国立国会図書館：第61国会衆議院社会労働委員会会議録第4号（1969年3月18日）：国会会議録ホームページ<<http://kokkai.ndl.go.jp/>>，2009.8.29 参照
- 24) 豊富町史編さん委員会（1986）：豊富町史，1146pp
- 25) 前掲書24)，487
- 26) 前掲書1)，143
- 27) 前掲書1)，219
- 28) 国立公園協会編（1972）：小笠原など四国立公園の指定を答申：国立公園No.266，26-27
- 29) サロベツ総合調査委員会（1972）：サロベツ総合調査報告書1：北海道開発局，33-34
- 30) 北海道新聞1972年8月28日朝刊
- 31) 国立国会図書館：第96回衆議院環境委員会会議録第4号（1982年3月26日）：国会会議録ホームページ<<http://kokkai.ndl.go.jp/>>，2009.8.29 参照
- 32) 前掲書4)，271
- 33) 前掲書1)，345
- 34) 札木照一郎（1983）：釧路湿原国立公園構想：北海道の自然No.22，69
- 35) 北海道：北海道議会昭和47年第2回定例会-07月24日-17号：北海道議会ホームページ<<http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/>>，2009.9.18 参照
- 36) 田中瑞穂（1973）：釧路湿原学術調査中間報告，63pp
- 37) 環境庁（1975・1976）：すぐれた自然図（縮尺1：200,000）：自然環境保全調査報告書〔北海道（釧路・根室支庁）、北海道（留萌・宗谷支庁）〕
- 38) 釧路市（1997）：新修釧路市史第四巻，455-457
- 39) 前掲書8)，9
- 40) 環境庁（1977）：環境保全長期計画：財団法人環境協会，36
- 41) 前掲書40)，29
- 42) 前掲書7)，534-539
- 43) 前掲書8)，10-13
- 44) 環境庁（1986）：環境保全長期構想：大蔵省印刷局，20